

新潟市長の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年2月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第1号

新潟市長の退職手当の特例に関する条例

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和47年新潟市条例第1号）に基づく市長に対する退職手当の額は、この条例の施行の際現に市長の職にある者が退職する場合に限り、新潟市特別職の職員の退職手当支給条例第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。